

藍住町 議会だより

第19号

平成11年11月25日

発行 藍住町議会

編集 議会だより編集委員会

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

電話 (088) 637-3127

FAX (088) 637-3156

あい♥フェスティバル



城北高校民芸部OB会青年座による人形浄瑠璃

主な内容

9月議会

- ・ 一般質問 P 2 ~ 8
- ・ 議案の審議結果 P 9
- ・ 表彰 P 10
- ・ 視察研修 P 11 ~ 13
- ・ 100条委員会 P 13
- ・ 臨時議会 P 14
- ・ 町民の声 P 15
- ・ 議会のうごき・編集後記 P 16



蓼 藍

第19号

平成25年11月23日



9月議会 一般質問

（質問）

一 ごみ問題について

① 先日の議会全員協議会において、右



藤川 安夫 議員

9月定例会では、5名の議員が一般質問を行いました。

一般質問 とは



一般質問とは、執行機関に対し、藍住町の行政全般にわたって説明を求め、または所信を質すること。これは通告により登壇して行われます。

（答弁）

翼団体がからむ暴力団関係の廃棄物処理業者より処理方法について指摘があり、プラスチック類や焼却灰、し尿汚泥にいたるまで指摘業者の指示にしたがい大量に蓄積して、西クリンステーション付近の住民に大きな不安を与えた行為、本当に町民主体の行政執行ができていと言えるか。

契約上の問題もあり、最終処分先の業者より運搬している業者に対して、現在の契約方法では受け入れができない旨の申し出があり、搬入の停止となり、現在再び焼却灰が止まっている状態である。

ごみの処分がストップするというのが一番住民の方に迷惑をかけることなので、

（質問）

どこから何を言われても適正な処理ができていくという方向に全てを改めていきたいと言うことでやっている。

（答弁）

② 指摘された業者は長年にわたり、町から処理業務を受託し、はじめに取り組み、業務の内容は町や職員と相談のうえ設備投資にいたるまで、町の希望を取り入れて業務を遂行してきた業者である。またその業者は、町が灰や汚泥の処理に頭を痛めているとき、処分場さがしに全力で取り組んだ経過がある。町長はじめ助役、職員が強引に撤退を迫る理由がどこにあるのか。長年行政に協力してきた町内業者に対し、人道的な見地からも問題が残る。またその内容が理事者や職員の言動とは思えない卑劣なものである。あなたが日頃口癖のように述べている町内業者育成という言葉の真意はどこにあるのか理解したい。大きな損は見込めるが、町の利益は見込めない行為である。運賃が3倍の山口県や島根県まで運ぶ理由はなにか。

強引に迫っているのではなく、不適切な分はやめて欲しい、そうでない分は三月末まで契約どおりして欲しいということであり、適正な処理ができるような格好をとっていただければ、今後も考えていきたいと思う。また町内業者育成は、

促進していくということが私達の努めなので、十分配慮していきたいと思う。

山口県や島根県まで運ぶ理由については、適正な処理、処分場を持っている業者が、山口県のそこしかないののでそこをお願いした。

（質問）

③指摘された違法行為とは契約書面の不備のみと聞いているが事実か。特に焼却灰や汚泥への対策には期間を要し、慎重に対応すべきではなかったのか。何の問題もなく処理ができていた事も事実である。第三者により委託業者の入れ替えを迫られ、断りきれなかったとうわさされているが事実なのか。

（答弁）

ある業者の方からごみの処理の方法について指摘があり、白ナンバーで良いのかということ。それから廃プラの灰の捨て場所が適当でないのではないかとというようなことであった。それを調査し、不適正な処理が行われているということでとりあえず灰をストップした。

適正な処理をするには、最終処分場を持っている業者に取りに来てもらうのが一番安全で良いことだと思っている。

（質問）

④今回の事件は故意に作られた緊急事態のようである。歴代町長で暴力団や関

係者にあやつられた人はいない。開いた扉は、閉じることが大変むずかしいことはあなたも承知のはず。今後の西クリの職員のことと考えて、慎重かつ強い姿勢で対応すべきではなかったのか。

（答弁）

暴力団に脅されて、そういうことをしているというようなことは絶対にない。

（質問）

⑤今回のような委託契約や請負契約がまかり通るのであれば、今後の土木水道建設等の請負契約にも悪影響を及ぼすことになる。弱い業者や正道の営業努力を進める業者の道を閉ざす結果となる。白ナンバー青ナンバーで違法であるとの判断は重大な間違いと考える。廃棄物の運搬には取り扱いに対する知識と経験資格が必要であり、車両形態がその業務に適した装置を有していることが最も重要であると処理法で示されている。

（答弁）

私の方も事業を進める中で、法的にはつきりして欲しいということで、陸運事務所の方に公文書でお伺いを立てた結果俗に言う青ナンバーですか、それが必要であるという回答であった。

（質問）

一 薬物乱用防止教室を保護者も共に実施を

実施を

子供達のまわりは、危険な誘惑でいっぱいです。軽い気持ちで始めたが最後、簡単には止められなくなります。子供達に忍び寄る薬物の「魔の手」ここ数年、覚醒剤などの薬物が関係する未成年の犯罪が急増し、警察庁の調べによると平成十年中の覚醒剤乱用の検挙人員は大麻事犯も併せて大幅に急増。「第三次覚醒剤乱用期」と呼ばれるほど深刻な事態となっている。このため政府は「薬物乱用防止五ヶ年戦略を策定。関連省庁をあげて対策に力を入れているのが実情です。文部省もすべての中学校と高等学校で「薬物乱用防止教室を開くよう要請。また平



後藤 敬夫 議員

成十年十二月に告示された新学習指導要領でも小学校段階から「薬物乱用防止教室」を実施するよう盛り込むなど教育的な側面から対策に全力をあげると決まった。本町では丁度一年前、町民の模範となるべき指導的立場にあり、町長の側近であり強力なブレーンであった町議が、覚醒剤取締法違反で逮捕された不祥事を、他山の石にすることなく回天の教訓として、薬物乱用防止撲滅運動の波を大きく広げて行くことを要請します。現在厚生省が財団法人「麻薬・覚醒剤乱用防止センター」に委託事業として全国に展開している薬物乱用防止キャラバンカーを招いて保護者の参加も要請し、薬物乱用防止教室の開催を提案します。

（答弁）

町内の現状では、現在たばこについてのことが主として取り上げられているが、中学校においては、たばこだけではなく、飲酒、薬物乱用、覚醒剤について指導を行っている。今後学校において、こういった方面における指導には十分に徹底するようお願いしたいと思う。

（質問）

二 臨時特例交付金が交付されるようになりましたが

①臨時特例交付金の実現し、少子化対策臨時交付金は、補正予算に組み込まれているが(1)産褥期ヘルパー派遣事業の実

(質問)

〔一〕介護保険事業は天下の悪法！

厚生省の動き、町の担当課の説明、議会での質疑などを通して、私なりに勉強をしてきましたが、この介護保険法は、「知れば知るほど不安が高まる」欠陥だらけの悪法であります。厚生省は当初、一、五〇〇円程度と言っていた保険料は今では二、九一五円になっています。これから介護の内容を充実させるほど保険料は高くなる仕組みです。

六五歳以上のお年寄りで、介護を必要としている老人は社会的弱者です。その弱い人々を救済するのが行政の仕事のはずです。月々の保険料プラス介護料の一割負担を収入のないお年寄りから徴収することは高齢者の生活破壊であり、生きることの否定につながると考えます。

従来は国の措置費で賄っていたのを保険料で賄うわけですから、国は三、七〇〇億円が浮くことになりました。私達の税金で銀行を助けるためや、ムダな公共事業に使うのであれば、この三、七〇〇億円は介護保険の充実のために使用すべきです。

(答弁)

町村会の中でも、非常に介護保険についてはお金がかかるので、もう少し国の方で補助をしていただくよう、県知事を中心と呼びかけて、資金を出してい

ただくよう、国の方に呼びかけをしませんかと言うことで、板野郡の町村会また県の組織については、県の組織の中で活動しようということを知事をお願いを申し上げているところである。

(質問)

〔三〕住民無視の第十堰改築事業

建設省、圓藤知事、そして町長も現第十堰は「深掘れ」「老朽化」「せき上げ」で一五〇年に一度の確率でおきる大洪水から流域住民の生命と財産を守るためには可動堰しかないと言っておりますが、多くの流域住民はそんなこと信用していません。藍住町でも地域説明会が何度か開催されたが、建設省は可動堰の説明ばかりで地域住民の疑問には何一つ答えていない。これでは建設省に対する不信が増幅しただけであると思う。再度、住民の納得のいく説明会をするべきだと考えるがいかが？

(答弁)

この問題については、大事な問題なので、要請があったら徳島県なり建設省をお迎えして、十分な説明を申し上げるよう、今後私の方も場所の設定等についてはお手伝いをさせていただきたいと思う。私達住民にとっては、生命と財産を災害から守るといふ大きな目的があるので今後についても得心にむけて努力をしていきたいと思っている。

(質問)

〔四〕「学校崩壊」は大人の責任！

管理教育によって先生の言っていることがわからない。授業についてゆけない子どもが、授業中に先生の言うことを聞かずに遊びだす。それを先生が制止できなくなっている学級崩壊は、今の社会を形成する大人の責任ではないか。また教育長の余った会議費を分け取りした事件は本当か？

(答弁)

一年間の行動費ということで、誤解を受けていると考えている。

(質問)

〔五〕町民の生活に直結するごみ行政

八月一七日の全員協議会での報告とは若干違うと思われる。業者が不正をしたというが、何も事件にはなっていない。月四〇〇万円が六五〇万円に増えるのは「最小の費用で最大の効果」を目指す行政に逆行するのではないか？

(答弁)

全員協議会では、陸運事務所にお話を聞いて、「白ナンバーで即違法とは言えないが、青ナンバーの方が適当である」という回答でした。最近になり、これから事業を実施するに当たってはつきりしておきたいと言うことで、公文書で回答

を求めたところ、ケースによって、はっきりこれは白ですと、これは青ですと言いのを示されたと言うことです。

費用が増えるということについては、今まで廃プラスチックとして一発に出していたものの中から分別して、燃えるものは焼却場で燃やすというようなことで、減量をするという努力をしている。



勝瑞遺跡発掘調査現地説明会（長尾鉄工所）



（質問）

一 場外馬券場建設計画に反対

「二ヶ月半で東京都内だけで、馬券を買って補導された中・高校生が八六五人にのぼる」馬券所従業員の話は「年間三兆円の売り上げの内、一割は未成年と学生」高松の裁判での証言「中三の子どもがいるが、競馬新聞を見たり、友達が馬券を買って、わずかの金が数万円になったと聞いてうらやましがっている」「開催日には、国道十一号線の馬券所付近は、三車線の内一車線は馬券所出入りの車でふさがれ、一km以上にわたって渋滞する」「今まで一日数十人しか通らなかつた道を数千人の人が通るため、車が出せない」等です。藍住町は「快適な居住環境と文化と福祉の町」として子どもの健全育成を願ひ、PTA・各種団体・町民が協力

して「悪書追放・薬物乱用防止運動・遊技場等の巡視活動・交通事故防止活動」等長年にわたり、教育環境浄化に努めてきた。わずかなメリットよりも失うものが大きすぎる。町長は反対すべきである。

（答弁）

現時点でこれは賛成であるとか、反対であるというような、明確な答えはできかねると思う。今後町民の方々と、議会のご意見を十分尊重して、慎重に検討を加えていきたい。

（質問）

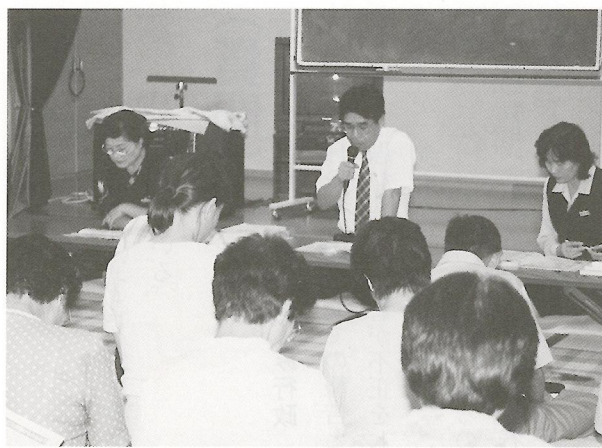
二 介護保険

①保険料が払えない人を制度から排除しないこと。減免制度を設けること。②介護サービスの整備目標を新制度導入にふさわしく引き上げること。ホームヘルプ事業は、藍住町老人福祉計画目標を達成し、段階的に新ゴールドプランへ引き上げること。③現行の福祉制度を後退させないこと。④介護認定基準は高齢者の生活実態を反映したものにする。

（答弁）

①減免制度については、現在のところ国の基準によって実施をしていきたいと思う。②介護保険のサービスは、自治体の枠を越えて相互に使用できるといことになっているので、現在のサービス基盤で、ほぼ供給ができると考えている。

③介護保険が導入されても、現在の福祉的な事業とほぼ同様な事業ができるものと思っている。④介護サービスの最も基本になるのが要介護認定作業であり、この作業の重要性を認識した上で公正に、公平にまた個人の現状を十分尊重した上で、認定審査に当たりたいと考えている。



介護保険事業住民説明会（奥野）

（質問）

三 不登校児童対策

不登校児童は増加しており、対策が求められている。子どもの現実にあった個別指導を進める為、指導員の配置、施設の充実を求める。

（答弁）

学校にどういふふうな状態で復帰ができるかということで、中学校で心の相談

員、臨床心理士二名が配置されている。町全体の教育相談としては、県の方からハートケア事業を受けて、一ヶ月に一回、相談員が町の方に来ていただくことができる。また本年度から、文部省の適応指導に関する研究を、再度指定を受けることができたので、精一杯今の適応指導教室の運用を図りながら、子ども達が一日も早く学校に復帰できるよう、努力を重ねていきたいと考えている。

（質問）

四 学校給食の食器改善

PC食器は環境ホルモンが溶出するところが九九年八月、厚生省内で開かれた「内分泌攪乱化学物質の健康影響に関する検討会」で発表された。全国で子どもの健康を考え、疑わしきものは使用せずとして改善が進んでいる。本町でもすぐ改善をすべきである。

（答弁）

現状の中で問題を常に検討をしながら、今後も進めていきたいと考えている。

（質問）

五 ごみ

①焼却場のダイオキシン対策の状況と、鳴門市との広域処理場計画の進捗状況は。②上板町の町長所有地に、産業廃棄物が捨てられていることを二年前の議会で指摘し、改善すると答弁している。その

後反省はまったく見られず。最終処分場の許可も受けずに二年間不法投棄と野焼きを続けてきた、町長としてあるまじき行爲だ。

〔答弁〕

①本町の焼却炉は一五トンが二基ということで、現況の法律で行ったら平成十四年十一月三十日までに八七ナノグラム。平成十四年十二月一日から一〇ナノグラムという基準を設けている。四月八日に二号炉を測ったら二・二ナノグラム、四

月十五日に一号炉を測ったら五・五ナノグラムということで、平均を出したら三・八五ナノグラムで、一応ガイドラインはクリアをしている。

広域処理場計画については、鳴門市の動向を見極めながら、今後の対応をしていきたいと考えている。

②今後十分調査をする中で、不用品の投棄をしないようお願いをして、皆さん方にご迷惑をかけないよう管理をしていただくよう、今後十分指導をしていきたいと思う。



西クリーンステーション

□ ごみ問題について

最近どこの自治体においても、ダイオキシン等による公害、またごみの処理については、それぞれの問題を抱えているが、本町の場合は地域的な立地条件も伴いごみの終末処理ということになると大変むずかしい問題もあると思う。こうした問題については、本町は昭和五十五年に焼却場の設置以来もう二十年近くもなる。問題の最終処分場については、焼却場の設置当初からの懸案でもあったが、町としても今日まで色々努力はしてきたことと思うが、現在に至っても何の見通しもたたないままの現状で対応の遅れがある。こうしたことは今日までの結果を見ても当場しのぎの処置にしか過ぎなかったのではないかと思う。最近国においても特に環境汚染等による法も改正され規制も厳しくなっている。また平成十



三間 敏男 議員

四年からはさらに規制が一段と厳しくされるというが、そうした中で本町においても今後の大きな課題でないかと思う。

〔質問〕

①本町の場合、今鳴門市との環境施設組合が発足をしているが、現時点での行動と進捗状況は、また、今後についてもどの程度の見通しがあるのか？

〔答弁〕

九月七日に瀬戸地域で二回目の町民の集いを行った結果、地域の皆さん方にもこの一地域でなしに、他の地域でもごみ処理場を考えていくということで、市長がご答弁された。また今後の結果については、九月議会でその方向性を決めるということなので、九月議会の推移を見て、今後のことを考えていきたいと思う。建設する地域が鳴門市ということで、市長の考えにお任せしてあるというのが現状である。

〔質問〕

②現在ごみの処分について、業者間との問題が起きていると聞くがこのトラブルが起きた原因は何なのか、また、起きたことについての双方の責任の所在はどのようなか？

〔答弁〕

〔答弁〕

七月の最初に郡内のある業者から藍住町のごみの処理について不適正な処理がされているのではないかと、もう一つは運送している業者の白ナンバーが問題であるのではないかと指摘があった。そのことが発端である。また廃プラスチック類の焼却の灰の処理について、私の方が最終的にどこに行っているのかというのが十分確認できていなかったということについては、町の方にも責任があると思う。

〔質問〕

③ごみの処分については町と中間処理業者と最終処分場の三者が一体で処理が行われるのが普通であると思うが、町側はこの度の問題は中間処理の業者が適切な処置が出来ていなかった為に問題が起きたものであると言っている。特に運送業者と町側との関連した内容に何か不透明な点が感じられる。すでに業者に対しては処置を執られているようだが、なぜこのような処置を執らざるを得なかったのかその理由について。

〔答弁〕

廃プラスチック類の焼却灰の最終処分地について、現在の業者にお話を聞いたところ、どうも不適切な処理がされている

るのではないかとという疑いがあり、灰の搬出をストップした。その後、白ナンバーについては陸運事務所等に問い合わせをしたが、八月一七日の全員協議会で議員の皆さんと相談する段階においてまだその結論は出していなかった。そこで、廃プラスチック類の排出はストップし、一般の焼却灰については継続するという事になった。現在もそれは続いているが、現在一般の灰もストップした。その原因については、町というのではなく最終処分場の方から搬出はちよつと待たせてくれということで止まっている。

〔質問〕

④この問題が起きたことについて、町側は一方的に業者側に非があると攻めている感もあるが、双方に契約の内容の中で違法が存在していなかったのか。また契約以後において書類上また手続き上の面でも双方に落度はなかったか。

〔答弁〕

当初私の方が、今こういう契約にしてくれというようなことを、申し出た契約でお願いしていたが、業者がこれで大丈夫ですというようなことで契約したものであった。それがいわゆる再委託に該当するということになって問題になっている。

〔質問〕

⑤現在まで七年間業者とは何のトラブルもなく処理が出来てきたと聞いているが、このような問題が起きたことについて、この間にいたるまで双方に改善の策はなかったのか、またこの問題について双方がどの程度まで努力してきたのか。

〔答弁〕

お互いに、長い間協力しあってきたのだから、できる方法でしたのがいいのではないかとということで、搬出できる方法をご提案したが、それができないという結果、こういうふうになった。我々としても、できるだけ現在の業者にお願いをするということでご相談をした。



ビンの分別作業 (西クリーンステーション)

●●● 9月議会ではこのような議案を審議しました ●●●

■町長提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
議 案	第36号	平成10年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第37号	平成10年度藍住町特別会計（老人保健事業）歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第38号	平成10年度藍住町特別会計（水道事業）歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第39号	平成10年度藍住町特別会計（住宅新築資金等貸付事業）歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第40号	平成10年度藍住町特別会計（地域振興券交付事業）歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第41号	平成10年度阿北隔離病舎組合歳入歳出決算の認定について	原案否決
	第42号	平成11年度藍住町一般会計補正予算について	原案否決
	第43号	平成11年度藍住町特別会計（水道事業）補正予算について	原案否決
	第44号	藍住町課等設置条例の一部改正について	原案否決
	第45号	徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更及び数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について	原案否決
報 告	報告第7号	財団法人藍住町教育施設設備公社の経営状況を説明する書類の提出について	
	報告第8号	藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	

■議員提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
請 願	請願第2号	実状にあった新たな公立義務教育諸学校教職員配置改善計画の策定に関する請願	採 択
	請願第3号	日本中央競馬会の場外勝馬投票券発売所（ウインズ）を千鳥ヶ浜地区誘致に関する条例	採 択

犬伏議員に自治大臣感謝状

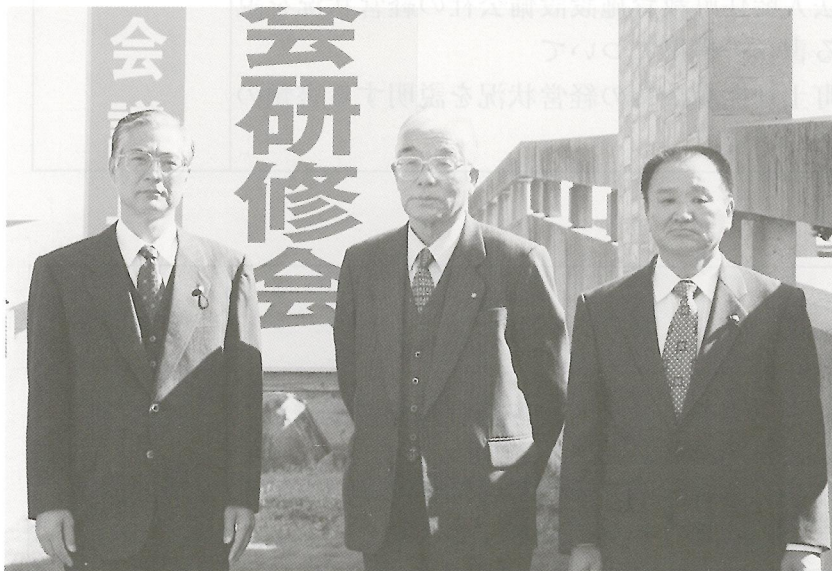
平成十一年度市町村議会議員自治大臣感謝状
が贈呈されました。



犬伏氏は、昭和三十九年
町議会議員に初当選以来、
現在までの連続九期三十五
年の永きにわたり在職、特
に議会議長を二期歴任し、
議会の円滑な運営に尽力さ
れ、また常に住民との対話
を重ねて、藍住町の教育・文
化、福祉の向上、農業の振興、
地域社会の活力ある発展に
多大の貢献をされた功績に
よるものです。

また、全国町村議会議長
会創立五十周年記念特別表
彰も受けられました。

四国地区町村議会議長会表彰



去る十一月五日、鳴門市文化会館において、四
国地区町村議会議長会表彰が行われ、町議会議員
として十九年以上在職し、功労のあった森彪議員、
三間敏男議員、喜田修議員の三名の方々が表彰さ
れました。

常任委員会視察報告

建設産業常任委員会

七月三日～五日にかけて、福島県及び北海道において視察研修を行った。藍住町にもJRAウインズ（日本中央競馬会場外馬券売場）の計画が浮上しているの、是非視察しておきたいと考え計画した。

七月三日は、福島県西白河郡にある「ウインズ新白河」を視察した。東北自動車道白河インターチェンジ近くに位置し、郊外型ウインズとして、平成十年十一月に誕生した施設で、敷地面積六万五千平方メートル、内延床面積九千六〇〇平方メートル、鉄筋五階建てで、施設内には食堂、トイレ、授乳室や救護所などが設けられており概要は次の通りであった。

一、施工にあつては施設周辺自治会及びPTA等との環境対策協議会を設置、地元との同意のもと完成。

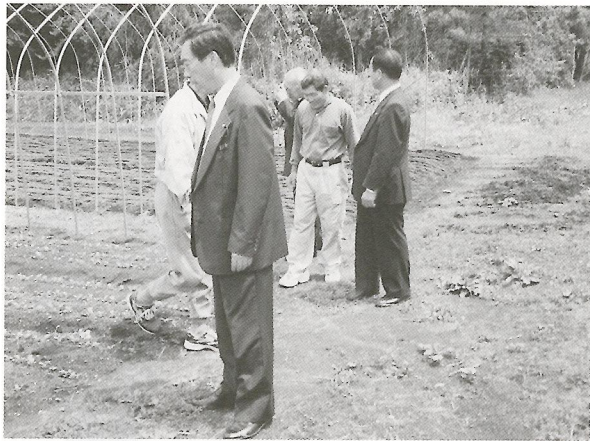
二、開催日（土、日）の周辺道路の混雑は、最終レース終了後十分程度で影響は少ない。

三、未成年者の入場対策については、入口でのチェックの他、警備員の場内

巡回、監視カメラの設置、発売窓口でのチェックにより対応、暴力団対策についても、見かけたら直ちに施設内に常駐している警察官に通報するシステムになっており、現在のところ事例はない。

一、雇用については、清掃、発売窓口、警備員等地元を中心に二五〇名程とすることであった。

七月四日は、北海道室蘭市にある「ウインズ室蘭」を視察した。ここは道央自動車道室蘭インターチェンジより六キロメートルの位置にあり、平成元年三月に



北海キャロット早来農場

誕生しており、運営状況については、ウインズ新白河とほぼ同様の説明だった。環境整備事業として、公共機関を中心に助成を行っていること、施設はフリーマーケット等にも使用されているとのことであった。

七月五日には、勇払郡早来町を視察した。早来町は北海道南部に位置し、酪農の町として全国的に有名なところで、昨年より藍住町の五名の農家の方々が農地を借り受け、早来農場ではホウレン草、小松菜等を栽培している。一方富良野農場では洋人参の栽培が行われ、播種がほぼ終了し、作業は順調に進んでいるとのことである。早来町ではハウスによる洋人参の栽培技術講習も行われ、露地栽培と組合せ、収入を高めていきたいとの話であり、厳しい環境のもと努力する姿が感動的であった。

文教常任委員会

七月一日～一七日、埋蔵文化財保存、学校給食食器、適応指導教室の現状、JRAウインズの現状について研修するため山口県山口市と広島県佐伯郡宮島町、廿日市市・広島市・呉市を視察した。

① 大内氏館跡史跡の視察

中世においては、政治・経済・文化史上に占めた位置は極めて高く、国指定史

跡に指定された。昭和五四年からは、国庫補助による発掘を開始している。遺跡の保存には、破壊から守るための措置、発掘調査による歴史の解明、及び保存のための整備が行われている。本町の勝瑞城跡においても、国指定史跡にされるよう努力をされるとともに、史跡の保存管理についても、さらなる努力をお願いする。

② 宮島町学校給食食器の視察

給食費は町補助金として、小学校が八七円、中学校が一〇六円補助されている。食器については、平成一〇年度において一部使用していたPC食器を強化磁器製食器に取り替え、現在使用している食器は使用頻度の低い吸物碗のポリプロ食器を除き、すべて強化磁器製食器とコレール食器に統一している。本町においても、疑わしい食器は使用しないという方向で、今後検討していただきたいと考える。

③ 廿日市市適応指導教室の現状視察

不登校児童生徒の指導は、教育相談員五名・学習指導員二名と広島県中央児童相談員一名により、学習指導・スポーツ等の集団活動、生活、進路等の相談活動を実施している。本町は廿日市市と比べると、相談員の数・施設設備の整備の状況から見ても、もう少し不登校児童生徒のことを考えて力を入れてほしいと思う。

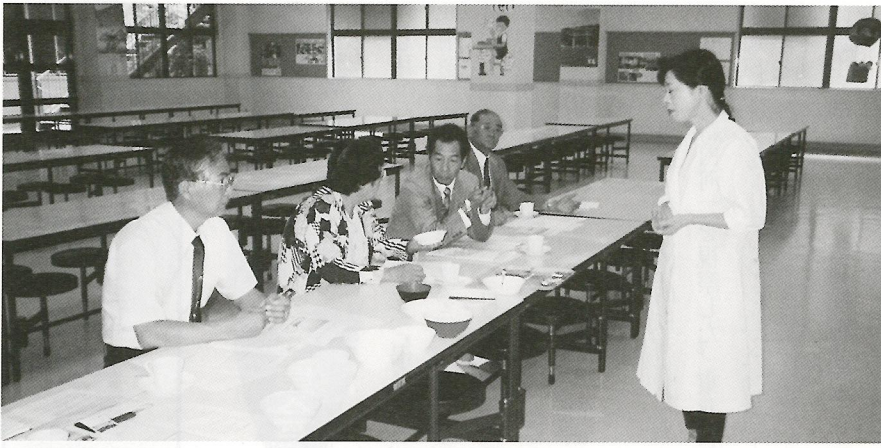
④ JRAウインズ広島島の現状視察

都会型の場外馬券売場であったため、藍住町で計画されている内容と相違があり、参考とはならなかった。本町におい

ては、行政、議会とも生活環境・交通状況・教育環境等について十分審議を行っていただきたいと考える。

⑤ 呉市水源地の視察

「本庄水源地堰提水道施設」が一〇〇年前に建設され、現役で稼動する水道施設としては、全国で初めて重要文化財の指定を受けている。本県で二五〇年前に建設された吉野川の第十堰についても、近代化遺産として保存管理をしていくことも検討してみる価値がある。



宮島町学校給食食器の視察

総務常任委員会

市町村合併と地方分権及びJRAウインズについての研修をするために、八月二三日、福岡県水巻町を視察する。人口三万二千人で平坦な土地に、田畑と住宅地が混在した住宅都市である。

本年四月に郡内四町による合併任意協議会の設立準備委員会を発足し、八月に合併協議会が設立され、水巻町をはじめ四町の合併人口は九万七千人となり、過去から地理的、歴史的、文化的なつながりがあり、また、行政面でもし尿、ごみ処理、老人福祉施設、消防など広域行政事務組合による共同処理を行っている。

合併を進める上で首長及び議会のリーダーシップが特に重要であり、住民及び職員への情報提供と職員研修や広域的な職員相互の交流など、広域的視点に立った職員の要請が望まれる。

水巻町における合併のメリットとしては、財政基盤の強化と組織機能や施設の広域的な再編合理化、大幅な財政効果、広域的な住民サービスの水準均一化、市制への移行による地域のイメージアップ、企業立地、事業所等の推進、地方分権に対応するための専門的で高度な能力を有する職員の育成、確保が可能となるなど効果が期待される。

合併の範囲を考えるに当たっては、最初から広い範囲での合併を考える必要はなく、人口規模や環境の似た町がまず合併し、中核的な市ができることによって、将来的には周辺の町村が吸収されていくという流れがよいとの意見が聞かれた。

水巻町の職員数は約二〇〇人で本町と一〇〇人余りの差があり、人件費、物件費においても、藍住町より合計で約七億円低い額となっている。これは各種施設数の差によるものであるが、広域行政による効率的な行政運営がされていることを示しており、藍住町の今後の広域行政、市町村合併に対する検討の必要性を改めて認識した。



北九州市ウインズ八幡

最後に、今回の視察研修においては、特に地方分権が実施の段階を迎え、行政の効率的な運営を図るため、行政体制の整備が求められる中で、これに対応する市町村合併の推進について、具体的な取り組みの状況を聞くことができたほか、ウインズ（日本中央競馬会・場外勝馬投票所）の施設についても、その状況を視察することができ、非常に有意義な研修であった。

厚生常任委員会

八月八日、ウインズ石和（JRA場外馬券場）の視察研修を行った。

JRA石和は昭和六十年に完成し、敷地面積四四、七〇八平方メートル、駐車場は乗用車一千台、バイク自転車約四〇〇台、発売窓口は全部で一〇九で、ウインズ石和に来るお客さんは平均一万七千人。内約八割が県内、残り二割は県外とのことである。職員については正規職員六名、その他は土曜、日曜で、パート職員男女合計で二三〇名、その他ガードマン、清掃会社関係で七〇名とのことであった。

未成年者対策については、入口で警備員がチェック及び質問等をしたり、場内では私服の警備員を配置しており、今ま

でに大きな問題になったことはないとのことだ。周辺の清掃関係については、開催日と翌日に清掃し、むしろこれら以外の日よりきれいになったとのことである。普通計画が公表されて最短で三年、平均で五年かかっているということで、JR Aとしては色々反対があっても撤退することはまず考えておらず、競馬はレジャーと考え、ダフ屋等暴力団の資金源になることは、一切しないとのことである。

馬券場設置の経過は議会一般質問で表面化、議会で設置反対議決を全員一致で決議を行い、二年後の町議会選挙が実施された後、再び計画が再熟し、定例議会で馬券場設置促進決議が二四対一で可決された。反対派連絡会と生活環境を守る会代表が、町長に場外馬券場の設置同意を撤回するように申し入れたが拒否され、町長が町議のリコール運動に乗り出したが、一ヶ月間のリコール署名数は有権者の三分の一に届かず、リコールは不成立に終わった。オープン計画公表より紆余曲線があったが、四年半かかったとのことである。ウインズ石和設置当初三億円の特別寄付があり、その後中央競馬界からの交付金は、売上金の約一%とのことだ。地元雇用については、自動販売機が増加しており、あまり期待しない方がよいとのことであった。

次に、八月九日訪問した墨田清掃工場は、平成十年に竣工し、焼却熱を使用し、タービン発電を行い、電力は全て賄い

途剩電力は電力会社に売却し、近隣の公共施設へ高温水を供給している。またこの工場建設に、地元の反対はなかったかの質問に、多量のゴミはどこかで処理しなければならぬという考えで、地元住民の快い理解があり、建設に対して反対はなかったということで、都民のゴミに対する考え方ができているように思われた。



山梨県ウインズ石和

地方自治法第二〇〇条調査 特別委員会

当委員会において調査を付託された、

正法寺川公園整備事業に関する事項の右岸植栽整備工事の指名競争入札に係る町議会議員介入の入札等については、調査結果は当時、森志郎議員の介入は極めて強い疑いがあり、中間委員長報告で偽証の疑いで告発している。またそれらを許している町行政の在り方が強く、批判されるべきであり、特定の議員の介入を許さない入札制度の改善を求める。

次に、正法寺川公園整備事業の内、平成六年三月二十四日執行した、正法寺川公園橋梁整備工事の指名競争入札及び請負契約締結、並びに平成六年四月八日執行した、正法寺川公園橋梁杭打工事の指名競争入札及び請負契約締結の調査は、町関係者三名の証人尋問、五名の参考人事情聴取、入札参加五業者八名の証人尋問、一業者一名の参考人事情聴取を行った。

橋梁整備工事の契約に杭打工事も含まれた入札ではとの調査は、町関係者の証言内容からも、杭打工事にも含まれた契約であった。入札内容についても、予定価格一億七、〇七八万二千元に対し落札額一億七、〇五〇万円であり、予定価格の九九・八%であった。落札業者は議員の

妻が社長であり、他の入札参加業者は全て予定価格を超える異常さである。

落札業者は特記事項と仕様書で見積をしたとしているが、特記事項は図面から書き取るもので、杭の部分だけ見逃すのも異常である。また、他の入札参加業者全てが、杭を除き入札したとするのも作爲的である。

落札業者を除く四業者は図面に杭打ちが入っており、見逃した場合は責任は業者にあるとしている。落札業者は「責任は見落とした社員にあり、入札業者に責任はない」としている。

また、エリアサイエンスが提出した設計金額は一億四千万円位と証言であり、それを基にした予定価格一億七、〇七八万二千元としたのも異常である。施工管理については、エリアサイエンスはエツキ材という特殊な材料、構造計算、工法の技術処理の仕方等、大徳さんに技術はないだろうから断ったといっているのに、素人の職員が施工管理を行っているのは、業者との馴れ合いを同等品以上ということで、工法をかえている疑いがある。

杭打工事を含めた、高額の予定価格であったにもかかわらず、下部工事費一、四〇〇万円の別発注は行政として大きな問題であり、改善を求める。

上記のとおり、調査した結果堀江長男証人は町民に対する背任の疑いがある。大徳建設株式会社社員、江西謙一証人、向井博証人、川口均証人は偽証の疑いがあり告発する。

平成十一年第三回臨時会

十月四日、第三回臨時議会が開かれ、次の二議案が提出された。

審議の結果は次のとおりです。

- 一、(再議) 第四十二号議案平成十一年度藍住町一般会計補正予算の再議について

否決される

- 第四十二号議案平成十一年度藍住町

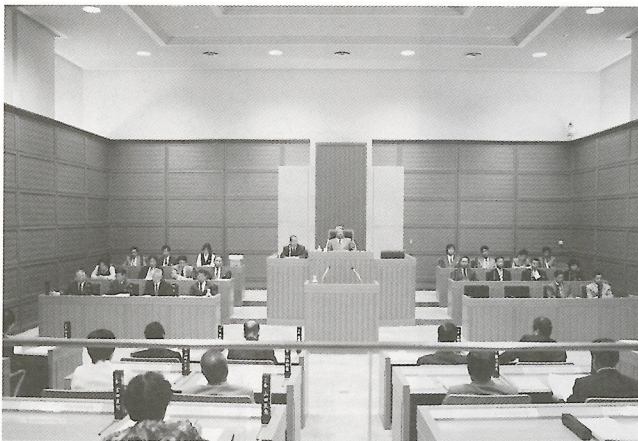
一般会計補正予算について

原案可決される

- 二、平成十一年度藍住町特別会計(住宅新築資金等貸付事業) 補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて

原案可決される

九月定例会に提出されていた十議案が全て否決されたが、この中には義務的経費が含まれていたことから再議に付された。再議の概要は、九月二十二日(定例会最終日)に否決された平成十一年度藍住町一般会計補正予算が再び否決されたため、原案について改めて採決が行われ可決となった。



第3回臨時会

(第三回臨時会での再議とは)

議会において法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費、その他の地方公共団体の義務に属する経費を削減または減額する議決をした時は、その経費及びこれに伴う収入について長は議会に対し再度審議を求めることをいう。

(地方自治法一七七条第二項)

平成十一年第四回臨時会

十月八日から十五日に第四回臨時会が開かれ、次の九議案が提出された。

審議の結果は次のとおりです。

- 一、(再議二) 第四十二号議案平成十一年度藍住町一般会計補正予算の再議の再議について

原案可決される

- 二、(再議三) 第四十二号議案平成十一年度藍住町一般会計補正予算の再議について

修正可決される

- 三、平成十一年度藍住町特別会計(水道事業) 補正予算について

原案可決される

- 四、藍住町課等設置条例の一部改正について

原案可決される

- 五、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更及び数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

原案可決される

- 地方自治法第一〇〇条調査特別委員会委員長報告の件について

委員長報告のとおり可決される

- 六、堀江長男証人の虚偽の陳述に対する告発について

原案可決される

- 七、川口均証人の虚偽の陳述に対する告発について

原案可決される

- 八、江西謙一証人の虚偽の陳述に対する告発について

原案可決される

- 九、向井博証人の虚偽の陳述に対する告発について

原案可決される

十月四日の臨時議会で議決された第四十二号議案平成十一年度藍住町一般会計補正予算についての採決をする際、退場を求めた議員が議場にいたが人数に数えず採決を行った。その結果可否同数となり議長裁決により可決されたが、退場を求めた議員が議場にいた場合、人数に数えなかったのは違法性があるとして再議に付された。

(第四回臨時会での再議とは)

議会で行った議決に対し、異議があるとして、または議会の議決または選挙がその権限を越えまたは法令若しくは会議規則に違反すると認めた時、長は議決または選挙のやりなおしを求めることをいう。

(地方自治法第一七六条第四項)

町民の 声

市町村の規模について

春日 平野 誠一

OUR徳島九月で、市町村合併のパターンA(九)B(十六)2つの案が広報されていきました。近頃の経済の発展が大きく変わりました。これにより従来とは量、質共に異なった新しい行政の需要を充たし、住民の福祉を向上させるために、町の役割が増大しています。

昭和二八年以来の町村合併の推進により、かつて町村の数が三分の一にまで減少し、一定限度で行財政能力と規模が充実してきました。しかし規模の適正は、町村の数を減少させることではなく、行政における能率性と民主制が統一して進められるよう考えていかなければなりません。市町村の規模の適正化に知事の勧告権が認められています。(八条の二)大切なことは市町村の規模の問題は単に区画のみの問題にとどまらず、事務配分の問題と密接に関わりを持っています。区域の問題は、そこで使われる行政機能との関連で考えていかなければなりません。

町民のために働く人を町議に

乙瀬 井上 常男

来年二月は、任期満了に伴う藍住町議会議員の選挙です。

ところで、私達町民が町議会を傍聴していつも思うことは、同じ歳費をうけている議員でありながら、その働きぶりに大きな落差があるのは理解できない。

議会での傍聴、A1テレビ、議会だより等をごらんのお方はお気付きと存じますが、町議会において、不当、不正疑惑など、問題町政に対し、核心を衝いた質問で、町理事者を厳しく追及しているのは殆ど野党議員です。しかもその顔ぶれは大体決まっています。

発言すべき問題がないのならともかく、当町には第十堰、介護保険、ゴミ問題その他重要課題が山積みしているのです。ここ

ろが、与党議員には、野党議員のような町政を正す発言があまり見えない。

町政の疑問、不正疑惑のある問題であってもこれを容認称賛するのでは、町民の目からは、町側との癒着によるなれあい町政との疑惑を抱かれても仕方がない。

しかも、議員中には任期四年間を通じ、議会での発言がただの一回だけが七人、全然なしが三人いるのは呆れる。

本来議員は町政のチェック機関であるべきなのにその職責が果たせないのでは、議員としての存在意味がない。

西郷南州の「功には禄を、識見には地位を」の教えがある。

町議選には、真に町民代表として働く、識見ある人を選ばなければと痛感した。



諏訪神社(秋祭り)

ステップで働いてる幸野早苗さん
よりお便りをいただきました。

①障害者みんなが働ける事業所(例えば福祉工場)が欲しい。

②ノンステップバスの運行をして欲しい。

③グループホームが欲しい。

グループホーム

障害者などが自立し、地域社会で生活するため
の共同住居。
(広辞苑より)

本会議を傍聴しませんか

本会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴は、本会議当日、先着順に受け付けていますので、議会事務局の受付までお気軽にお越しください。

なお、傍聴席の定員には限りがありますのでご了承ください。

投稿規定

- 一、住所・氏名・電話番号を明記
- 二、掲載時に匿名を希望する方は申し出てください。
- 三、字数は五〇〇字以内
- 四、投稿者の多い場合には、掲載月を調整する場合があります。

編集委員会では、町民の声の投稿を募集しています。議会や町政に関するご意見をお気軽にお寄せ下さい。

議会のうごき

7月

- 1日 板野東部消防組合議会
兵庫県青垣町議会視察来庁
(幼保一元化)
- 3日～5日 建設産業常任委員会視察研修
農業共済組合議会
板野郡議長会定例会
議会全員協議会
第2回臨時会
- 8日 兵庫県朝来町議会視察来庁
(幼保一元化)
- 13日 熊本県岱明町議会視察来庁
(行革)
- 15日～17日 文教常任委員会視察研修
板野署防犯連絡協議会
議会だより編集委員会
愛媛県伊方町議会視察来庁
(庁舎建設)
- 22日 大阪府田尻町議会視察来庁
(幼保一元化)
- 26日 第二回板野郡町議会議員研修会
- 29日 2日～3日 総務常任委員会視察研修
松茂町ほか三町競艇事業組合議会視察研修
徳島環状道路建設促進期成同盟会総会
- 4日 議会全員協議会
- 6日 議会だより編集委員会

8月

- 8日～9日 厚生常任委員会視察研修
鳴門市・藍住町環境施設組合議会
第34回渦王杯競走
議会全員協議会
議会だより編集委員会
- 12日 特別会計決算審査
板野西部補導センター組合議会
- 23日～24日 監査連絡協議会研修会
議会運営委員会
兵庫県五色町視察研修
(情報公開)
- 26日 中学校運動会
9月議会開会
一〇〇条調査特別委員会
敬老のつどい
9月議会一般質問
一〇〇条調査特別委員会
小学校運動会
9月議会一般質問
議会全員協議会
一〇〇条調査特別委員会
9月議会閉会
- 22日 第3回臨時会
北海道上磯町議会視察(水道)
宮城県富谷町議会視察
(オンライン・情報公開)
- 4日 議会全員協議会
一〇〇条調査特別委員会
第四回臨時会 1日目
神奈川県綾瀬市議会視察
(生活支援センター・キャロツ子学級)
- 8日 12日 議会全員協議会
- 14日

9月

10月



つわぶき

ご連絡
次の定例会は12月です。
次号は2月に発行します。
お問い合わせ
議会事務局
☎ 637・3127

- 15日 第四回臨時会 2日目
- 26日 板野郡議長会定例会
- 28日～29日 板野東部消防組合議員研修
(東幼・東小・東中)
- 29日 同和教育・人権教育研究発表会
福祉健康づくりフェスティバル
商工藍ラブフェスティバル
- 30日
- 31日

編集後記

「つわぶき」の黄色い可憐な花が咲いている、「つわぶき」は俳句の季語で、初冬を現すそうなの、自然の移ろいを草木はしっかり知っているのに、人間どもは「夏は涼しく、冬は暖かく」季節感を、まったく感じさせないことを文明だと、自慢げにいう。

しかし、折角の四季折々の風物をめぐる感覚こそ、文化文明だと思ふのに、人間どもの、間違つた文明で大気を汚し、環境を破壊する仕業は、草木以下であり、大罰に価する。

さて、議会だより、編集つ子も、町民の皆さんに愛される「議会だより」をと、刷新に努力しておりますが、内容の充実ぶりはいかがですか？

議会だより編集委員会

- 委員長 喜田 敏夫
- 副委員長 山崎 タエ子
- 委員 森 たけし
- 委員 木内 敏文
- 委員 山田 民恵